

## 会議室利用規約

令和3年12月1日

(趣旨)

第1条 この利用規約は、道の駅しょうなん（柏市都市農業センター）の会議室の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可)

第2条 会議室を利用しようとする者（以下「利用者」とする）は、予め指定管理者に利用者登録申請書（様式3）を提出し、許可を受けなければならない。利用者登録後、第3条に定める申し込み方法に基づき指定管理者に加工体験室利用申請書（様式1）を提出し、許可を受けなければならない。ただし、指定管理者が主催、共催する場合はこの限りではない。

- 2 指定管理者は、申請内容が適正であるか審査し、利用者登録の許可、利用の許可をしたときは、利用者に通知する。
- 3 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、前項の許可を与えない又は与えた許可を取り消すことができる。
  - ア. 法律や本利用規約、及び公序良俗に反するもの
  - イ. 政治・宗教活動に関係するもの
  - ウ. 反社会的勢力に関係するもの
  - エ. 施設又は設備を損傷するおそれがあるもの
  - オ. 風紀を乱し、または乱すおそれがあると認められるもの
  - カ. その他、施設の管理、運営上支障があると認められるもの
- 4 飲食をともなう場合、予め指定管理者に相談すること。アルコール類の飲食は禁止とする。
- 5 音を出す行為を行う場合、制限が発生する場合があるため予め指定管理者に相談すること。

(申し込み方法)

第3条 指定管理者が認めた柏市内に住所を有する団体、法人及び個人、並びにサポート会員（以下「団体等」という）は、利用月の2箇月前の1日から、またそれ以外の団体、法人及び個人は、利用月の1箇月前の1日から、1箇月4日までを限度とし、申込みができるものとする。

- 2 許可にあたっては、その優先順位を以下の通り定める。
  - ア. 柏市内に住所を有する団体、法人及び個人であること。
  - イ. 柏市産の農畜産物を利用する等、柏市内の農業振興に資する催しであること。
- 3 第1・2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、すべての申込みに優先するものとする。
- 4 利用者は、利用者登録の許可、利用の許可の通知後、申込み内容に変更が生じた場合は、すみやかに報告し、指定管理者の承認を受けることとする。利用申込み内容と当日の利用実態が異なる場合は利用を中止する場合がある。その際、利用者の損害に対し、指定管理者は賠償の責を負わない。

(利用時間、利用人数および利用料金)

第4条 会議室の利用時間、利用人数及び利用料金は、次のとおりとする。

利用時間 9時～17時  
利用人数 23名まで

利用料金（1時間単位での貸出）

利用者区分	市内在住	市外在住※	営利目的（市内）	営利目的（市外）
料 金	300円	600円	900円	1,200円

※市内に住所を有する者（以下「市民」という）以外の者、及び構成員の過半数が市民以外の個人で組織する団体等。

備品使用料金表

備 品	使用料金
プロジェクター	500円
スクリーン	500円

- 2 準備及び後片付けは、利用時間内に行なうものとする。
- 3 利用時間を延長する場合は、予め指定管理者の承諾を受け、所定の料金を支払うものとする。なお、予約状況によっては延長ができない場合がある。
- 4 利用料は利用時間終了後に支払うものとする。それにかかる手数料は利用者の負担とする。なお、利用料はすべて税込額とする。

(禁止行為)

第5条 利用者は、施設又は敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- ア. 都市農業センターの施設を汚損し、破損し、又は滅失するおそれのある行為
  - イ. 発火、引火若しくは爆発のおそれがある物又は悪臭を発生する物の持込み
  - ウ. 所定の場所以外での火気の利用
  - エ. 他人に危害を及ぼすこと又は他人の迷惑となる行為
  - オ. 騒音を発生し、暴力を用いる等他人の迷惑となる行為
  - カ. 前各号に定めるもののほか、都市農業センターの管理に支障を及ぼすおそれがある行為
- 2 第1項に該当することが判明した場合、指定管理者は利用者に対し、利用の中止もしくは制限、又は許可を取り消すことができる。その場合の利用料は返金しない。また、それにより生じた一切の損失を指定管理者は補填しない。さらに、以後の利用を制限するものとする。

(原状回復)

第6条 利用者は、利用にあたっては施設の破損及び汚損のないよう充分注意するものとする。なお、施設の破損または汚損があった場合には、原状回復に要する費用を利

用者が負担するものとする。

(キャンセル等)

第7条 利用許可後、利用者の都合で利用を取消す場合は、次に定めるキャンセル料を支払うものとする。

8日前まで	7日～2日前まで	前日・当日
無料	半額	全額

- 2 利用前に、天候不順や災害、またはその他の理由で会議室の利用が困難と指定管理者が判断した場合のキャンセル料は発生しないものとする。
- 3 利用許可を受けた時間後1時間以内に利用する旨の連絡がない場合は、当日キャンセルとみなし、第1項に定めるキャンセル料が発生するものとする。

(利用料の返金)

第8条 第2条又は第5条の規定に基づき利用許可の取消しを行った場合は、利用料は返金しないものとする。

- 2 利用許可を受けた時間後に利用者の都合による利用中止の場合は、利用料の返金を行わないものとする。
- 3 利用料の返金を受けようとする者は、イベント広場使用料返金申請書(様式2)に領収書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(損害賠償の免責)

第9条 指定管理者は会議室利用中の商品・備品・金銭等の盗難・紛失・破損及び火災、自然災害等による損害賠償の責は一切負わない。また、利用者及びその従業員の不注意などによって生じた人に対する傷害などの損害についても、損害賠償の責任は一切負わない。また、お客様との取引上発生する問題に対しては、利用者の責任において解決すること。

- 2 施設、設備、備品などを破損又は紛失した場合は、速やかに指定管理者まで連絡すること。修理復旧費等について、利用者の負担において原状回復するか、その損害を賠償すること。

(物品・サービスの責任)

第10条 利用者は利用にあたって必要となる申請・許可などの措置をとり、利用者によって提供された物品・サービス及びそれに伴う一切の責任は利用者が負うものとする。道の駅しょうなんの会場設備に関する責任については指定管理者が負うものとする。

付 則

この規約は、令和3年12月1日から施行する。